

法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について

令和2年6月17日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会

1. 背景

本委員会による「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性（平成30年3月13日）」を踏まえ、法科大学院教育の充実や法学部3年（法曹コース）と法科大学院2年のプロセスを幹とする制度の創設、法科大学院の定員管理などを内容として、令和元年に法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）の改正やそれを踏まえた学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号。以下「細目省令」という。）の改正など関連規定の整備が行われた。

新制度の下では、法曹を志望する学生の時間的・経済的負担の軽減を図るとともに、司法試験合格までの予見可能性を担保し、優れた資質・能力を有する学生の法曹志望者を増やすことなどにより、予測困難な時代において専門的な法知識を活用して社会に貢献する法曹を輩出することが期待されており、文部科学省から発出された「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（令和元年10月31日付け元文科高第623号高等教育局長通知）」（以下「施行通知」という。）や「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令の公布について（令和元年12月16日付け元文科高第776号高等教育局長通知）」（以下「細目省令通知」という。）において、法科大学院に対する認証評価（以下単に「認証評価」という。）においてもその趣旨を貫徹するための留意事項が示されたところである。

そこで、本委員会としては、今後、各認証評価機関において、今般の法科大学院制度改革を踏まえて大学評価基準や評価方法等を改定する際に資するよう、より具体的かつ幅広い観点から、認証評価機関として取り組むべき方向性について、本まとめを取りまとめた。各認証評価機関においては、下記の内容も踏まえた充実した認証評価を行うことが期待される。

2. 基本的な方向性

1. で述べた制度改革の趣旨を確実に実現していくためには、各法科大学院において、自ら策定する教育目標や「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを核とした教学マネジメントを通じて、内部質保証の仕組みを確立させ、教育活動や組織運営などについて、不断の改善・充実を図ることが求められる。そのためには、関係法令の改正や施行通知、細目省令通知の趣旨を踏まえつつ、認証評価を、より効果的・効率的なものとして機能させ、各法科大学院における自律的な質保証の取組や、教育の充実に向けた自主的・積極的な取組を促進していくことが不可欠である。

認証評価については、これまで一定の成果を上げてきた一方で、法科大学院の教育研究活動全般にわたって設けられた基準に基づき詳細な評価が実施されてきたことから、大学関係者・評価機関双方にとって少くない負担が生じていた。厳格に適格判定を行うに当たり、こうした方法が直ちに不適切であったという訳ではないが、質的改善の観点からは重要度の低い内容が含まれているといった指摘も聞かれるところである。こうした観点から、評価方法をより合理化させるとともに、評価結果や客観的な指標に基づきより実質的かつ重点的に評価を行うことが必要である。加えて、関係法令の趣旨を踏まえつつ、各法科大学院の特色ある教育研究がより進展する評価を行うことが求められる。

3. 具体的な方向性

（1）形式的な評価の効率化

○ 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号。以下「設置基準」という。）その他の法令等との適合性の確認については、定量的に判断できる事項を中心として、大学関係者の意見も聞きながら、各認証評価機関の創意工夫により、評価方法の効率化を図り、事務負担を軽減することが望ましい。

○ その際、例えば、法令要件のうち専任教員数などの定量的な事項や教育課程連携協議会の設置などの有無で確認できる事項については評価担当者が自己評価書やチェックシートのみで適合性を確認しやすいよう様式を工夫する、法令上の公表事項については文部科学省による公表情報で確認するなどして提出を求める資料を精選する、機関別評価と重複する内容を省略したり機関別評価の結果を活用したりすることなどが考えられる。ただし、体裁の

統一等のため作業が増えたりすることがないように、留意する必要がある。

(2) 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価

- その上で、法曹に必要な学識及び能力を培うという法科大学院の目的に照らして特に重要と考えられる、教育内容や方法、能力等の評価などに関する項目は、より実質的かつ重点的に評価すべきである。

(実質的かつ重点的な評価を行うべき項目の例)

- ・ 入学者選抜における適性及び能力の評価等及び判定
 - ・ 論述の能力を含む法曹に必要な学識等の涵養^{かんよう}に向けた授業の方法
 - ・ 学修の成果に係る評価や修了の認定
 - ・ 認定法曹養成連携協定において連携法科大学院が行うこととされている事項の実施状況
-
- その際、各法科大学院においては、客観的なデータ等を積極的に活用しながら、学生が何を身に付け、何ができるようになったかという観点を重視して学生の学修成果の把握・評価を行うことが求められる。各法科大学院においては、GPAや共通到達度確認試験及び司法試験の結果といった客観的な指標により学修の成果を分析し、その結果を踏まえて必要な改善・充実を図るというPDCAサイクルを自律的に機能させていく必要がある。認証評価においても、各法科大学院における分析が適切かどうかを判断するという観点から、一定のデータ活用の知見に基づき、この点を評価すべきである。
-
- 学修成果の分析で用いる指標や方法は、各法科大学院が実情に応じて工夫し、自律的な質保証の仕組みを構築すべきである。各法科大学院においては、例えば、共通到達度確認試験の各科目の成績や進級判定の結果、司法試験の短答式試験の成績等を結びつけた分析を行い、その結果を踏まえた自己評価について、認証評価で確認することなどが想定される。
-
- もとより、法科大学院教育においては、司法試験で問われる、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及びその応用能力のみならず、その基盤の上に、将来の実務に必要な学識等を涵養^{かんよう}することも併せて重要である。各法科大学院には、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成するという基本理念にのっとり、一貫した3つのポリシーにより、各法科大学院が養成しようとする法曹像を明確にし、それにながった教育を実施することが期待されている。こうした養成しようとする法曹像にながった独自性の高い取組については、必要に応じて質的な調査・分析を行うなどして積極的に評価すべきである。

(3) 過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化

- (2)で述べた教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価を実施するためには、(1)で述べた評価方法の効率化による事務負担の軽減に加え、実質的かつ重点的な評価を実施すべき項目についても、過去の評価結果や客観的な指標を用いて、各評価機関において課題があることが推測される法科大学院を抽出し、評価対象校を重点化することも考えられる。その際、客観的な指標としては、政府による取組の成果を測るための指標（KPI：Key Performance Indicator）を参照することが考えられる。なお、評価対象校の重点化に当たって、未修者教育に関する成果が適切に勘案されるよう留意することが必要である。
- 具体的には、例えば、過去の評価結果や客観的な指標により、法曹養成という目的に照らして、内部質保証の仕組みが一定程度機能しており、入学者の適性等に応じた一定の教育の質が担保されていると考えられる法科大学院については、事前質問や実地調査で確認すべき項目を真に不可欠なものに精選する、提出を求める資料と保管を求める資料を峻別^{しゅんべつ}する、確認する資料やデータ等の範囲を限定するなどして、事前準備の効率化や実地調査の期間を短縮することなどが想定される。その上で、このような法科大学院については司法試験で問われる学識や能力の基盤の上に涵養^{かんよう}すべき、実務基礎や先端分野に関する教育など、各法科大学院の特色ある教育研究をより進展させる方向での評価を行うことが特に期待される。
- 逆に、過去の評価結果や客観的な指標により、課題があることが推測される法科大学院については、(2)で述べた実質的かつ重点的に評価すべき項目を中心に、法科大学院の実情を踏まえながら、ピア・レビューの趣旨に沿った丁寧な評価を行うことが期待される。その場合も、一律に説明を求める事項は精選し、必要に応じて段階的に詳細を確認していくなど、できる限り効率化を図るとともに、課題の抽出や好事例の紹介などにより、課題の原因についての自己分析を促し、必要に応じて改善を検討する契機となるようにすることが望ましい。また、評価後も改善状況のフォローアップを行うなどして、認証評価をより一層効果的なものとして機能させ、各法科大学院における内部質保証の取組を支援することが望ましい。
- 先の連携法改正において、司法試験で問われる、法曹となろうとする者に共通して必要な学識や、その応用能力を涵養^{かんよう}することが、法科大学院の責務として明確化されたことを踏まえると、法曹養成のための中核的な教育機関

である法科大学院の認証評価においては、国家資格の取得を主たる教育目的としていない他の分野別評価とは異なり、司法試験の合格率等の客観的指標等を活用し、詳細を確認すべき対象校や項目を選別することは一定の合理性があるものと考えられる。今回の方向性は、過去の評価結果や客観的指標により一定の教育の質が担保されていると考えられる法科大学院については、その基盤の上に特色ある教育研究の進展を目指し、逆に、課題があることが推測される法科大学院については、丁寧な評価を通じて必要な改善の契機とすることにより、各法科大学院の実情に応じた認証評価を行い、各法科大学院の実情に応じた教育の質の向上を目指すものである。もとより、前者について客観的な指標のみによって適合性を判断したり、後者について司法試験で問われる学識等に関する教育のみを評価したりする趣旨ではない。

(4) 個別の評価項目に関する留意事項

- 開設すべき科目の単位数や修了要件、履修登録の上限等については、これまで設置基準に具体的な単位数等が示されていなかったことから、各評価機関が独自に大学評価基準を設定してきたが、今回の改正により設置基準上の要件が明確化されたことを踏まえ、今後は、大学評価基準に設定する単位数等は法令の要件と一致させることが望ましい。
- 教育課程の編成については、在学中受験資格導入への対応や未修者教育充実などの目的により、各法科大学院における様々な工夫が想定されるため、評価に当たっては、各法科大学院の創意工夫を最大限尊重し、これを支援する姿勢で臨むことが求められる。
- 各法科大学院が、司法試験の問題等を教材とした論述能力^{かんよう}を涵養するための指導等を積極的に実施できるよう、認証評価機関においては、各評価機関が作成する Q&A や評価者研修等において、司法試験での解答の作成方法に傾斜した技術的教育や理解を伴わない機械的な暗記をさせる教育等として明らかに問題となる事例をあらかじめ周知したり、大学評価基準の解説等において施行通知や細目省令通知の趣旨を丁寧に説明したりすることが望ましい。
- 教育方法については、学生が何を学び、何を身につけたのかという観点から評価すべきである。特に、司法試験で問われる専門的学識やその応用能力^{かんよう}の涵養を目的とする科目については、法的思考力や論述能力などを涵養^{かんよう}する上で、学生の適正や能力に応じた適切な方法が採られているかを評価することが求められる。その際、評価者が初めから授業や答案を直接見て個別の課題を指摘するのではなく、まず大学自らが授業の方法や難易度、科目間の連携、教員と補助教員の連携、学生の理解度・満足度といった多面的な観

点から現状を分析しているかを確認し、その上で、課題を適切に見いだしているか、その改善に向けた努力をしているかどうかといったことを、授業担当者との面談などにより確認するというアプローチが望まれる。

(5) その他

- 評価基準については、制度上求められる事項が多岐にわたることから、広範かつ詳細なものとなりがちであるが、法科大学院の質の保証及び向上という観点から不断に見直しを行いつつ、可能な限り簡便なものとするのが適当である。また、評価資料については、これまで必要以上に多くの提出が求められてきたという指摘もあり、公正かつ厳格な評価を実施しうる範囲において更なる精選が望まれる。
- 認証評価結果については、評価基準への適合状況や問題の指摘のみならず、当該法科大学院の優れた取組や特色について、学生が在学中に学び身につけた資質・能力を明確にしながら十分に取り上げるものとし、評価機関及び法科大学院において、他の法科大学院や法曹関係者、企業・自治体関係者を始め社会全体に積極的に発信していくべきである。